

三郷市立高州地区文化センター出店要綱

目 次

出店概要	1
出店の流れ	2
出店許可基準	3
出店者の制限	4
営業にあたっての注意事項	5
会場レイアウト	6

■ 出店概要

1 目的

三郷市立高州地区文化センター（以下「センター」という）の主催事業等において、飲食などを販売することで屋内外ともに利用者が楽しく過ごせる空間を提供するとともに、地域コミュニティの活性化と空きスペースの有効活用を推進する。

2 出店日

センターが主催または共催する事業の開催日

3 出店時間

事業開催日の午前9時から午後9時まで

※搬入・搬出も時間内で行ってください。

4 出店料金

1店舗/2,000円

※出店日当日に現金でお支払いください。

5 出店場所

センター正面玄関前広場

※P6の会場レイアウト参照

6 出店募集店舗

3店舗程度

7 申し込み方法

センターホームページ、SNSなどで告知します。

センターホームページの「出店申込フォーム」からエントリーしてください。

※申し込み多数の場合は、抽選となります。

※主催事業等は不定期開催のため、随時センターのホームページ等でお知らせします。

■出店の流れ

【①出店申し込み】

センターホームページの出店申込フォーム又は電話で出店エントリーを行ってください



【②出店希望者数確認・抽選】

申込期間にエントリーがあった希望者数を確認し、申し込み多数の場合はセンターで抽選を行います。抽選後、出店の可否についてご連絡し、出店が決定したかたは、メールまたは郵送にて出店に必要な書類をご提出いただきます。

※当日の配置場所はセンターで割振りいたします。



【③提出書類】※イベント開催日の3週間前までに提出

- ① センター出店（キッチンカー・テント販売）利用許可申込書
- ② 食品衛生法に基づく営業許可証(飲食店営業)の写し
- ③ 食品衛生責任者の写し
- ④ PL 保険証の写し
- ⑤ 出店予定の商品写真
- ⑥ 出店時の略図（※火気を使用する場合のみガスボンベや消火器等の配置図）
- ⑦ 出店者の運転免許証の写し※キッチンカー出店者のみ

【提出先】

郵 送：〒341-0037 埼玉県三郷市高州3丁目60番地1 高州地区文化センター
e-mail：takasu@misato-hall.com

※メール又は郵送でご提出される場合は、件名、宛名に「〇月〇日出店者」と記入してご郵送ください。



【④利用許可書の送付】

提出書類確認後、メールまたは郵送にて三郷市立高州地区文化センター前広場利用許可書を送ります。出店当日の入場証にもなりますので、メールで利用許可書を受け取った方は 必ず印刷して当日お持ちください。

■ 出店許可基準

出品条件等

- ・野菜・果物をはじめとする農産物は国内産又は三郷市産を原則とする
- ・加工品を製造・販売する場合は、管轄保健所で営業許可を受けた施設又は届出した施設で調理・包装し、以下のように食品表示が記載された物を販売すること

名称	〇〇〇	※食物アレルギー表示義務 (卵・乳・小麦・そば・落花生 えび・かに・くるみ)
原材料名	〇〇〇	
添加物	〇〇〇	
内容量	〇〇〇 g	
賞味期限または消費期限	〇〇年〇〇月〇〇日	
保存方法	〇〇〇	
製造者	製造者氏名・製造所在地	

- ・飲食店営業の許可を受けた固定店舗で調製済みのお弁当等を販売される場合は、必ず包装し、適切な食品表示を貼付すること「包装されていない」「適切な食品表示が貼付されていない」食品は販売できません
- ・酒類の販売はできません
- ・食品営業許可証を有しているかた
- ・食品衛生責任者手帳（確認証）を有する者が配置されていること
- ・生産物賠償責任保険（ＰＬ保険等）に加入していること

※出店当日は必ず食品営業許可証等を掲示すること

テント等による出店

- (1) 販売面積 縦３メートル×横３メートル以内
- (2) 備 品 テント、パラソル、テーブル、椅子などは出店者で用意すること
- (3) 安全措置 テント固定用の重り、足１本 10 kg（テント/40 kg程度）で固定すること

キッチンカーによる出店

- (1) 車体面積 車体の平面積が10㎡以内
- (2) 設 備 電力、給排水設備を搭載していること
- (3) 環境保護 2005年（平成17年）以降の排出ガス規制基準に適合する、低公害車両であること
- (4) 外 装 華美な装飾でないこと

■ 出店者の制限

出店する法人又は代表者若しくは個人が次に該当する場合には、出店できません。

- (1) 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）
- (2) 破産者であって、復権していない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者
- (4) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- (5) 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- (6) 申込業種で、申込日から過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- (7) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- (8) 国税及び地方税を滞納している者
- (9) 暴力団関係者及びその繋がりがあるとされる者
- (10) 政治性、宗教性のある事業者
- (11) 公序良俗に反する者及び各種法令等に違反している者
- (12) センターの円滑な運営に支障をきたす又はその恐れがある者

■ 営業にあたっての注意事項

- (1) 食品衛生法その他関係法令等を遵守すること
- (2) 申請時に登録した販売品目以外の販売はできません
- (3) 出店に係る権利は、他人に委託し又は譲渡することはできません
- (4) 電気、調理用水及び排水など、センター内の設備等の使用はできません。販売に必要なものは全て出店者で用意すること
- (5) 発電機等が必要な場合には、低公害、低騒音な機器を使用し、事故防止に必要な対策を講じること
- (6) 火気を使用する場合には、出店する際に提出した書類に基づき、消火器等を設置すること
- (7) プロパンガスボンベやカセットコンロなどを使用する場合は、火器から2メートル以上離し、火器の近くには消火器を設置すること
- (8) キッチンカーの搬入、搬出は出店者がおこなうこと
 - ア 敷地内を移動させるときは、ハザードランプを点滅させ最徐行(10 km/h 以下)すること
 - イ 移動等により舗装面、植栽等を破損させないように十分配慮すること
 - ウ 移動等により破損、汚損等を生じさせた場合には、速やかに会館事務室に報告すること なお、原状回復に係る経費等については、出店者の負担とする
- (9) 出店の申請をした店舗を無断で変更することはできません
- (10) 営業中は、キッチンカーのエンジンは停止すること
- (11) 屋外のゴミ箱を設置し、自店にて適正に処分すること（※排水等も含む）
- (12) スピーカー等を使用してBGMや呼び込み等を流すことはできません
- (13) 出店に際しての事故、苦情等については出店者がその責任の一切を負うものとする
- (14) 営業終了後は、周辺の清掃等により原状回復に努めること
- (15) この要綱又は公序良俗に反する行為、悪天候などで出店を許可することが適切でないとき認めるときは、出店の許可を取消すことがある。なお、この場合に出店者に損害が生じてでもセンターは補填、賠償等の責任は一切負いません
- (16) 出店者はその責めに帰する理由により、センターの全部又は一部を滅失し又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を支払うものとする
- (17) 出店者は、出店場所の使用にあたり、センター又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任においてその損害を賠償するものとする
- (18) この要綱に記載のない事項であっても、センターが必要な措置と認めたときは、その指示に従うこと

■会場レイアウト

※  枠で囲った部分が出店エリアです

